



第3章

ささえあいのまちづくり (福祉、健康)

◇章の目標

地域福祉を基盤として、市民同士の支え合いを中心とした福祉を充実するとともに、保健・医療・福祉の連携によっていのちと健康を守る取組を進めていくことで、市民一人ひとりが健康で快適な生活を送ることができるまちをつくります。

◇施策体系

第1節 地域福祉の推進

- 第1項 地域福祉基盤の整備
- 第2項 地域福祉活動の推進

第2節 生活支援の推進

- 第1項 相談支援体制の充実
- 第2項 自立支援の推進

第3節 子ども・子育て支援の充実

- 第1項 保育サービスの充実
- 第2項 幼児教育の環境整備
- 第3項 児童援護の推進
- 第4項 ひとり親家庭の福祉の推進
- 第5項 子育て支援及び子育ち支援の充実
- 第6項 妊娠期からの切れ目ない支援の推進
- 第7項 母子保健と児童発達支援の充実

第4節 高齢者支援の推進

- 第1項 生きがい活動の推進
- 第2項 生活支援の推進
- 第3項 介護保険サービスの充実

第5節 障害者支援の推進

- 第1項 自立支援の推進
- 第2項 生活支援の推進
- 第3項 活動支援の推進

第6節 健康づくりの推進

- 第1項 健康づくりの推進
- 第2項 保健事業の推進
- 第3項 医療受診体制の充実

◇関連する基本計画等：『地域福祉計画』／『健康いるま21計画』

第1節

地域福祉の推進

●政策目標

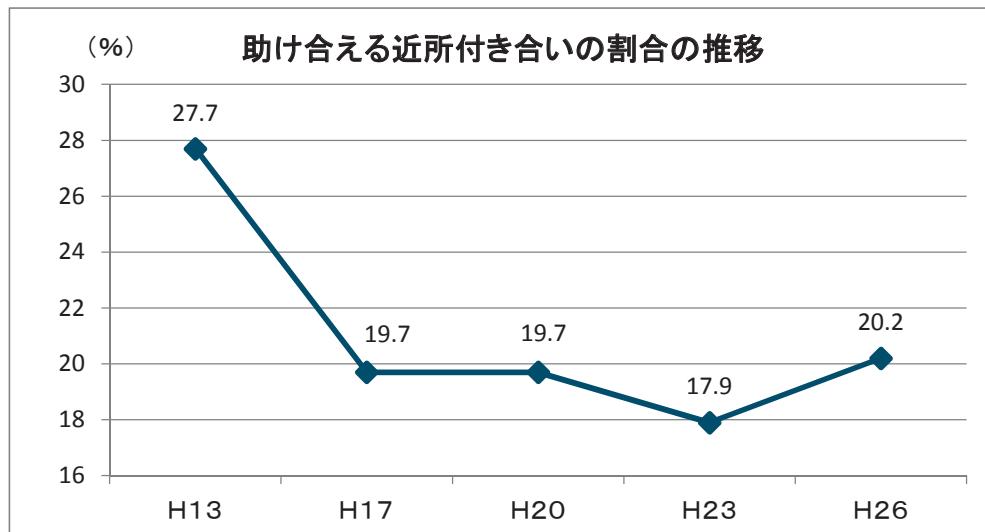
互いに助け合う意識やそのための仕組みを整える地域づくりを進め、人としての自然な心が通い合い、人の尊さや優しさを感じながらすべての市民が自分らしく生活できるまちを目指します。

●重点的取組

地域福祉基盤の整備

●成果指標

指標	内容	現状値	目標値
助け合える近所付き合いの割合	困ったときなどに助け合える近所付き合いができる市民の割合から、地域福祉の共助が推進されているかどうか判断します。	20.2%	現状値以上



第1項 地域福祉基盤の整備

○施策の目指す姿

地域でのくらしを支えるために、保健・医療・福祉活動が連携し、継続的にさまざまなサービスを提供できる体制が整備され、地域住民がお互いに助け合い、安心して暮らせるまち。

○施策の現状

高齢者を総合的に支援するための地域包括支援センター*は市内9箇所に整備され、地域では高齢者支援のための「元気でいるネット」、「在宅ケアネットいるま」が活動しています。9つの地域で近隣助け合い活動推進会が組織され、活動を進めており、住民による「ささえあい組織」の活動も始まっています。障害者の就労を支援するために、市役所内に「りぼん」が設置されています。

○施策の課題

- ・さまざまな福祉課題に一元的に対応するための総合的な相談支援窓口が必要です。
- ・地域住民による「ささえあい組織活動」を支援していく必要があります。

○施策の方向性

福祉総合相談支援窓口の設置

医療・保健・福祉・予防などを包括的かつ継続的につなぐ支援体制を構築し、子どもから高齢者まで、ワンストップで支援する福祉総合相談支援窓口の設置に取り組みます。

ささえあい組織の活動の支援

地域福祉の充実に向けて、地域住民による「ささえあい組織」の活動を支援します。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
福祉総合相談支援窓口の設置数	福祉総合相談支援窓口の設置件数により、地域福祉の充実度を判断します。	新規	3箇所
地域福祉懇談会の開催回数	地域福祉懇談会の開催回数により、担い手やリーダーの発掘・育成などの進捗度を判断します。	11回	現状維持



ささえあい活動の様子

○協働のとりくみ方向 【市民主導】

地域住民による「ささえあい活動」の支援を通じて、地域福祉の充実に取り組みます。

*地域包括支援センター：介護保険法で定められた地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。各市町村に設置され、センターには保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれる。

第2項 地域福祉活動の推進

○施策の目指す姿

国籍、文化、障害の有無や性別、年齢等にかかわらず、すべての市民が地域の中で社会の一員としてともに生活していくこと、自助・共助・公助^{*}のバランスのとれたまち。

○施策の現状

少子化、高齢化がますます進行する中で、住民同士のつながりは希薄になり、家庭や地域の機能も変化しつつあります。一方で、家庭や地域で解決すべき課題は多様化・複雑化し、複数の問題を同時に抱えている場合もあります。本市では、福祉圏域を活動範囲とした単位区ごとの民生委員・児童委員協議会が9つ設置され、地域の見守り活動等を行っています。

○施策の課題

- ・地域における多様な福祉ニーズへの的確な対応を図るために、地域住民の主体的な関わりが必要になっていきます。
- ・コミュニティが希薄化し、近隣に対する無関心が進んでおり、対策が必要です。
- ・地域コミュニティ活動への参加を促す必要があります。
- ・民生委員・児童委員の担い手の確保を図ることが必要です。

○施策の方向性

社会福祉協議会の支援

社会福祉協議会による『地域福祉活動計画』の推進を支援します。

担い手やリーダーの発掘や育成

地域福祉懇談会等の開催等を通じて、地域福祉の担い手やリーダーの発掘・育成などに取り組みます。

福祉ボランティアの育成

地域福祉活動の人材を確保するため、福祉ボランティアを育成します。

民生委員・児童委員の活動支援

民生委員・児童委員および主任児童委員の活動を支援します。

地域コミュニティ活動の推進

地域コミュニティ活動の必要性を再認識した上で、地域資源の横断的連携を図ります。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
社会福祉協議会の会員口数	社会福祉協議会の会員口数の増加傾向により、地域福祉活動の充実度を判断します。	29,510 口	現状値以上
ボランティア活動への参加割合	ボランティア活動の参加者の割合から、共助への意識の進展を判断します。	29.9%	現状値以上

○協働のとりくみ方向 【市民主導】

市民のボランティアによる地域福祉の共助活動支援を通じて地域福祉の充実に取り組みます。

*自助・共助・公助：自助とは住民自治の基本であり、第一義的には自分（家族も含めて）でできることは自分で行うこと、共助とは企業や地域コミュニティでともに助け合うこと、公助とは行政による救助・支援のこと。

第2節

生活支援の推進

●政策目標

生活保護に至る前の生活困窮者および生活保護世帯に対して、自立に向けた支援を行い、自立と尊厳が確保された社会を目指します。

●重点的取組

自立支援の推進

●成果指標

指標	内容	現状値	目標値
相談から就労に結びついた件数	就労支援により就労に結びついた件数から、取組状況、支援の達成度を判断します。	27件 (過去5年の平均値)	現状値以上

第1項 相談支援体制の充実

○施策の目指す姿

生活の困窮について早期に相談や支援を受けることができ、安定した生活を送ることができる社会。

○施策の現状

生活困窮者自立相談支援事業では相談支援員として社会福祉士を、生活保護では専門的な知識を有した専任の面接相談員を配置しています。相談者は経済的な面だけではなく、複合的な問題を抱えていることも多く、他の機関や関連課との連携により問題の解決を図っています。

○施策の課題

- 訪問支援（アウトリーチ*）や相談窓口の充実による生活困窮者の早期発見と支援が必要です。

○施策の方向性

生活困窮者の早期発見と支援

市民が気軽に相談でき、適切な助言や支援が受けられる体制を作ります。また、専門員の配置により、対応ケースの評価・分析（アセスメント）や支援プランの作成、訪問支援（アウトリーチ）、民間事業者等を含めた関係機関との連携などにより、生活困窮者の早期発見と支援に取り組みます。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
支援プラン作成件数	生活困窮者自立相談支援事業における支援プラン作成件数から、生活困窮者に対する個別的・継続的支援が図られているか判断します。	月4件	月15件

○協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

*アウトリーチ：公的機関や公共的文化施設などが行う、地域への出張サービス。

民生委員や地域包括支援センター等と協力して、早期相談・支援に取り組みます。

第2項 自立支援の推進

○施策の目指す姿

生活保護世帯となっても、適正な保護と支援に基づき自立した生活を送ることができる社会。

○施策の現状

生活保護法に基づき生活保護を適正に実施していますが、生活保護世帯は増加し続けています。そのため、就労支援員を配置し自立を助長する取組や、ハローワークによる巡回相談を実施しており、生活保護受給者の内、就労による自立が見込まれる世帯が増えています。

○施策の課題

- ・生活保護世帯数は毎年増加しており、今後も増加が見込まれるため、対応策が必要です。
- ・生活保護世帯の自立に向けて、継続的・安定的な就労に結びつける必要があります。

○施策の方向性

保護の適正な実施

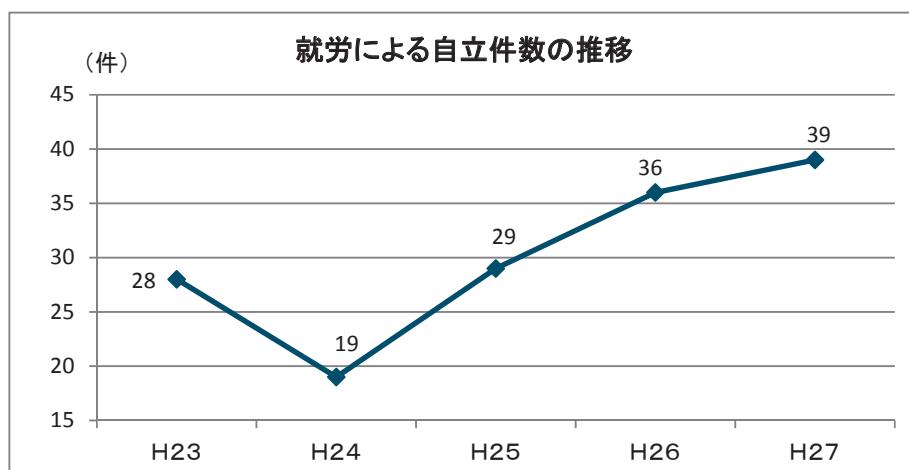
最低限度の生活の保障と自立を助長する取組を進め、生活保護の適正な実施を図ります。

就労支援の推進

被保護者就労支援事業に取り組み、就労支援の推進を図ります。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
就労による自立件数	稼働収入を得て生活保護から自立した件数により、自立支援の達成度を判断します。	30件 (過去5年の平均値)	現状値以上



○協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

民生委員や地域包括支援センター等と連携して、高齢者の見守りに取り組みます。

第3節

子ども・子育て支援の充実

●政策目標

すべての子育て家庭が安心して子育てできるとともに、子どもの夢や生きる・学ぶ・育つ権利が守られ、子ども自身が学びやすい、遊びやすい、住みやすいと感じられるような、子どもの人権を大切にするまちを目指します。

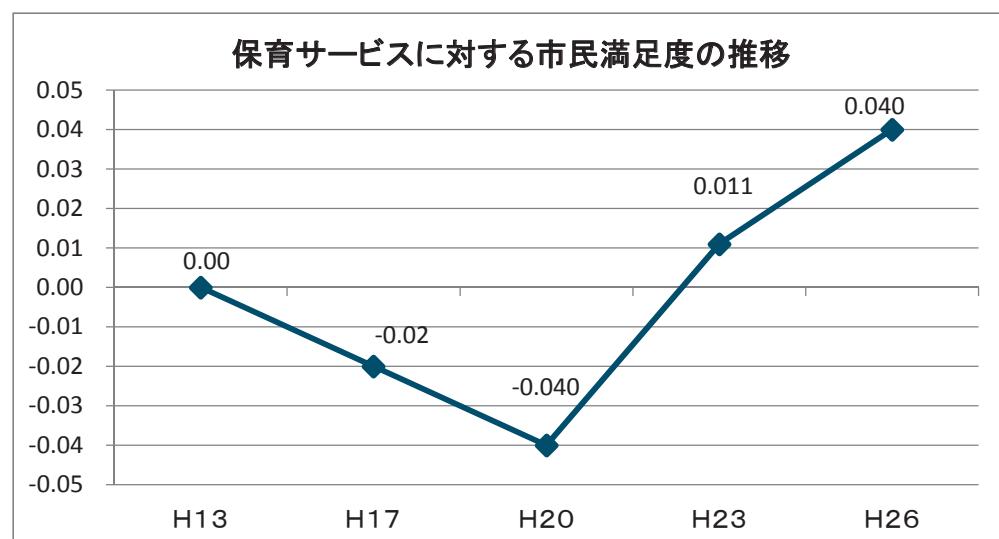
●重点的取組

子育て支援及び子育ち支援の充実

妊娠期からの切れ目ない支援の推進

●成果指標

指標	内容	現状値	目標値
子育てについて相談先がある子育て家庭の割合	子ども・子育て支援ニーズ調査の「子育てを気軽に相談できる人・場所」の有無の割合から、地域子育て支援事業の整備状況を判断します。	93.8%	98.7%
保育サービスに対する市民満足度	市民意識調査の結果から、保育サービスの充実が図られているかを判断します。	0.040	0.140
幼稚園に対する市民満足度	市民意識調査の結果から、幼児教育の環境整備の充実が図られているかを判断します。	0.135	0.185
産後ケアの満足度	3～4ヶ月児健診で行う「すこやか親子21(第2次)」に基づく問診により、産後ケアの満足度を判断します。	73.5%	現状値以上
ひとり親家庭の福祉に対する市民満足度	市民意識調査の結果から、ひとり親家庭の福祉の推進が図られているかを判断します。	0.025	0.075



第1項 保育サービスの充実

○施策の目指す姿

多様な生活環境におかれた子どもたちが健康で安全に過ごすことができる施設が整備された、安心して子育てできるまち。

○施策の現状

幼児期の教育・保育や地域の子育て支援については、需要量の推計に基づいて、計画的に提供体制などを定めていますが、保護者の就労などの理由により、保育を必要とする家庭が増えています。公立保育所の定員は余裕がありますが、民間保育園には定員を超える入園希望者があります。学童保育室についても保護者の就労や対象年齢が小学6年生までに引き上げられたこと等により、入室希望者が増えています。

○施策の課題

- ・子育て家庭が必要とする保育需要を踏まえ、低年齢児を対象とした受け入れ児童数の拡大を図る必要があります。
- ・安全な保育環境を確保するため、保育施設の修繕や改修を進める必要があります。
- ・学童保育室は、放課後の児童が安全に過ごせる場として、小学校校舎内への移設を含めて整備改修する必要があります。
- ・学童保育室の入室希望者の増加に対応していく必要があります。

○施策の方向性

保育体制の整備

保育所および学童保育室などの保育サービスを通じて、適正な保育体制の整備を図ります。

民間保育施設の整備支援

認可保育施設の整備を支援するなど、保育環境の充実を図ります。

公立保育所の再整備

各地域の保育需要を把握し、適正な再整備を進めます。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
入所を希望する低年齢児が保育所等に入所できた割合	入所を希望する低年齢児が保育所等に入所できた割合から、低年齢児の保育需要に対応できているか判断します。	99.5%	100%
学童保育室のうち待機児童がない保育室の割合	市内の全小学校の学童保育室について、待機児童がない校数の割合から、保育需要への対応状況を判断します。	81.3%	100%

○協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

民間の保育施設との役割分担を明確にした上で、官民の連携により保育サービスの向上に取り組みます。

第2項 幼児教育の環境整備

○施策の目指す姿

人間形成の上で非常に重要な幼児期の教育が充実しているまち。

○施策の現状

親としてのあり方や子育てに取り組む姿勢について、悩みを持つ親が多く存在します。また、近年は特別支援教育への社会的な理解が進む中で、発達障害あるいはその疑いのある幼児やその保護者、幼稚園等への支援の重要性が高まっています。

○施策の課題

- ・子育ての悩みを持つ親を支援し、幼児の健全育成を図る必要があります。
- ・子どもの特性にあった多様な体験を通して、幼児が心身ともに健やかに育つ環境を整えることが必要です。
- ・保護者が不安を抱かず、安心して子育てができる社会にすることが求められています。

○施策の方向性

子ども未来室事業の推進

臨床心理士・作業療法士が発達障害あるいはその疑いのある子どもたちへの関わり方や支援方法についての助言などを行っている、子ども未来室事業を推進します。

幼児の通級指導教室を通じた支援

感情コントロールや集団生活での適応能力が身につくような支援、自己肯定感の育成などに取り組みます。

保護者への情報提供と支援

保護者が不安を抱かず、安心して子育てができるよう、情報の提供や支援に取り組みます。

保幼小中連携・接続研修会の実施

保幼小中連携・接続などに関して、適切な方法を学ぶ研修会を実施します。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
遊びと学びの手引き（本編・安全編）の活用状況	遊びと学びの手引き本編および遊びと学びの手引き安全編の活用状況から、保幼小の滑らかな接続ができているかを判断します。	70.0%	100%

○協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

民間の幼児教育施設との役割分担を明確にした上で、官民の連携により幼児教育環境の向上に取り組みます。

○関連施策

第2章・第2節・第1項「学校教育体制及び学習環境の充実」

第3項 児童援護の推進

○施策の目指す姿

保護者が不安を抱えず、地域から孤立することなく、安心して楽しく子育てができるまち。

○施策の現状

就労形態の変化や核家族化など、子どもや家庭を取り巻く環境は複雑化・多様化し、地域とのつながりも希薄化しています。子育て環境の変化に伴い、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭が増えています。

○施策の課題

- すべての子どもが心身ともに健やかに育つよう、子育て中の家庭に対する経済的支援が求められています。
- 子育てに関する相談や児童虐待に関する相談が増加しており、家庭児童相談室の体制強化、児童虐待等の発生予防や早期発見、早期対応のための体制整備が必要となっています。

○施策の方向性

子育て家庭への経済的支援

子ども医療費助成事業など、子育て家庭への経済的な支援に取り組みます。

虐待防止施策の推進

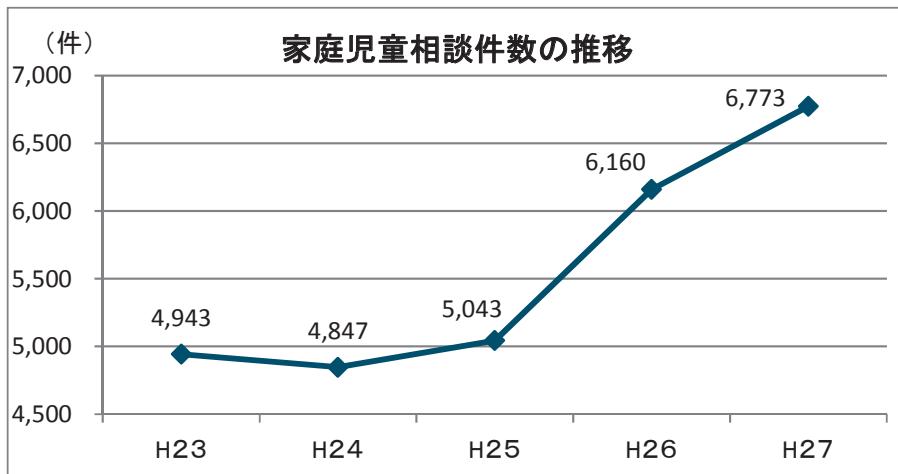
関係機関との連携強化、円滑な情報交換や情報共有、児童虐待の早期発見・早期対応、児童虐待に対する啓発活動の実施、民生・児童委員との連携による見守りの推進など、児童虐待の防止対策を推進します。

家庭児童相談の充実

子育てや虐待などのさまざまな相談に対応するため、相談能力の向上を図り、保護者を含めた家族全体への支援の充実を図ります。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
要保護児童対策地域協議会実務者会議の開催数	要保護児童対策地域協議会実務者会議の開催回数から、要保護児童等についての必要な情報交換および適切な支援ができているかを判断します。	年 12 回	現状維持
家庭児童相談件数	家庭児童相談の件数により、複雑・多様化する相談に対応できているかを判断します。	6,773 件	現状維持
養育支援訪問事業実施件数	養育支援訪問事業の実施件数により、家庭児童相談の充実状況を判断します。	年 1 件	年 5 件



○協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

民生委員・児童委員等との連携により、見守り活動の推進に取り組みます。

第4項 ひとり親家庭の福祉の推進

○施策の目指す姿

ひとり親家庭の経済的自立を支援し、児童を健全に育成できるまち。

○施策の現状

ひとり親家庭では、子どもの健康や進学に関する問題など多岐にわたる不安を抱えています。そのため、ひとり親家庭に対し、経済的支援および自立に向けた就労支援を行っています。

○施策の課題

- ・家庭状況等により異なるさまざまな課題について、専門の支援員による個別相談支援を充実させることが必要です。
- ・公共職業安定所および県福祉事務所等の関連機関との連携をより強化し、きめ細かい就労支援が必要となります。
- ・多様化するひとり親家庭のニーズに対応するため、全庁的かつ総合的な支援体制が必要となっています。

○施策の方向性

経済的自立のための援護

児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費支給事業、母子および父子並びに寡婦福祉資金貸付制度等により、経済的な支援を行います。

ひとり親家庭への自立支援

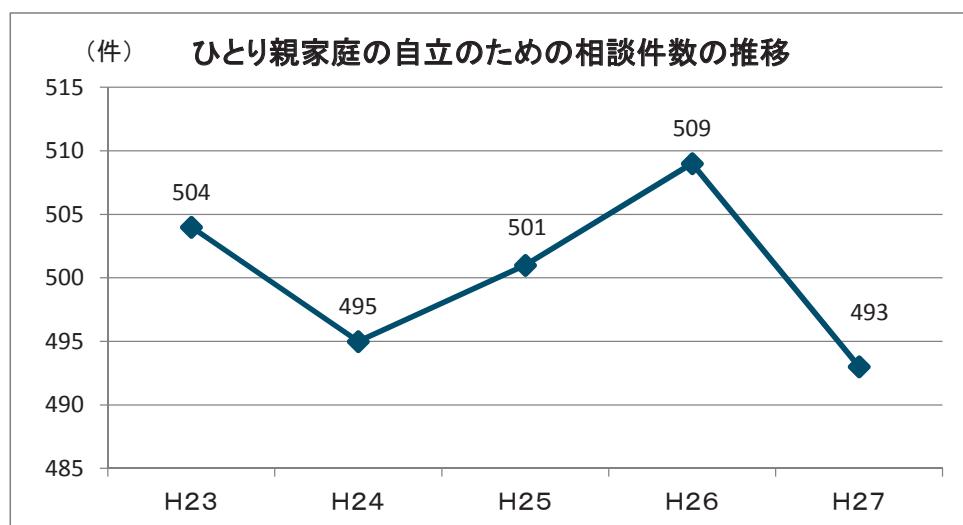
母子・父子家庭自立支援員を通じて、就業・自立に向けた総合的な支援策を強化します。

総合的な支援体制の整備

多様化するひとり親家庭のニーズに対応するための総合的な支援体制を整備します。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
ひとり親家庭の自立のための相談件数	ひとり親家庭の自立のための相談件数から、自立支援の充実度を判断します。	493 件	530 件
自立支援プログラムの策定	自立支援プログラムの策定状況から、ひとり親家庭への支援の充実度を判断します。	新規	5 件



○協働のとりくみ方向 【行政主導】

市民と協働し、総合的な支援体制の整備に取り組みます。

第5項 子育て支援及び子育ち支援の充実

○施策の目指す姿

子育て中の家庭が不安感や孤立感を持たず明るく前向きに子育てでき、子どもたち自身がまちづくりに関わり成長を感じることができるまち。

○施策の現状

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、子育て環境の変化に対応し、子育て家庭に必要な支援を子ども・子育て支援事業計画に基づき実施しています。生活圏域の9地区で子育て支援拠点を展開して、身近な場所で交流や子育ての相談ができる環境を整備するなど、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、次世代育成支援行動計画に基づく環境整備を図っています。子育ちを支援するためには、子どもの視点からの施策検討が必要ですが、子どもたちがまちづくりに関して意見を言う機会や直接まちづくりに参画する機会はほとんどありません。

○施策の課題

- ・共働き家庭だけでなく、支援を必要とするすべての子育て家庭を支援する事業の推進が必要となっています。
- ・子どもを中心とした若い世代を、その成長に応じて継続的および横断的に支援する環境を整備することが必要となっています。

- ・子どもの健やかな成長に保護者が喜びを感じ、親子の愛着を形成できるよう支援の質の向上を図ることが求められています。
- ・子どもたちが、まちづくりに関する意見を言えたり、直接まちづくりに参画できたりする機会を提供する必要があります。

○施策の方向性

子育ての情報提供の充実と活用

子育て情報の有効活用を図るとともに、さまざまな情報を活用した事業を実施します。

子育て支援拠点の充実

集い、相談できる身近な場所を確保するとともに、講習等の充実を図るなど、支援拠点の質の向上を図ります。

ファミリー・サポート・センター事業の充実

提供会員の増員、支援体制の強化に取り組み、子育て環境の充実を図ります。

子どもたちがまちづくりに参画する機会の充実

子どもたちがまちづくりに参画しやすくするため、意見表明の機会を積極的に提供します。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
地域子育て支援拠点施設の利用者数	子育て支援拠点の利用者数から、安心して子育てできる環境の整備状況を判断します。	43,235人	現状維持
ファミリー・サポート・センター事業の利用回数	子どもの預かり等の活動回数から、支援を利用しやすい環境の整備状況を判断します。	4,283回	6,000回
子どもたちのまちづくりへの参画機会数	子どもたちの意見聴取やまちづくりへの参画機会数により、子どもが育ちやすいまちへの進捗度を判断します。	2件	10件

○協働のとりくみ方向 【行政主導】

支援拠点やファミリー・サポート・センター事業の支援を通じて、地域における子育て支援の充実に取り組みます。

第6項 妊娠期からの切れ目ない支援の推進

○施策の目指す姿

妊娠・出産から子育てまでが切れ目なく支援される、安心して子育てできるまち。

○施策の現状

少子高齢化、核家族化が進行したことで、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、子育てに孤立感やストレスを抱えている保護者が増え、児童虐待に及ぶことが危惧されています。

○施策の課題

- ・コーディネーターを配置するなど、妊娠・出産・育児を切れ目なく支援する体制づくりが必要となっています。

- ・妊産婦の不安感の解消や母体の休養等、産前産後のケアの充実が求められています。
- ・縦割りではない、切れ目なく継続的に支援する体制づくりが必要となっています。

○施策の方向性

産前産後サポートの充実

妊産婦の健康保持、家事援助等のサポート、産後の母体回復の支援など、安心して出産するための環境整備に取り組みます。

子育て世代を包括的に支援する体制の整備

妊娠期から子育て期にわたり、コーディネーターが妊産婦等の状況を継続的に把握するとともに、必要に応じた支援プランを作成し、関係機関と連携を図りながら切れ目なく支援していくため、子育て世代を包括的に支援する体制を整備します。

地域における包括的な支援拠点の設置

子どもから高齢者までワンストップで支援できる地域包括支援拠点として、福祉総合相談支援窓口の設置を進めます。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
産前・産後ケア事業の実施数	産前・産後ケア事業の実施数から、妊娠期からの包括的な支援の充実度を判断します。	新規	5 事業



産前産後サポートの活動の様子

○協働のとりくみ方向 【行政主導】

妊産婦が安心して日常の生活が送れるよう、子育て世代包括支援システムの構築に取り組みます。

第7項 母子保健と児童発達支援の充実

○施策の目指す姿

健やかで心豊かな子どもを安心して育てられる環境が整備されるとともに、多様なニーズに対応した児童発達支援事業が実施されるまち。

○施策の現状

妊娠婦、乳幼児の健康の保持・増進を図るために、各種健診・教室・相談・訪問事業等を実施し、必要に応じて関係機関等との連携により適切な機関やサービスへのコーディネートを実施しています。少子化および核家族化の進行から、子育てが孤立化し、育てにくさを感じている親が増えており、特に心身の発達に遅れのある幼児や障害のある幼児の子育てに関して、家族は不安や負担を抱えています。その対策の一つとして、未就学児を対象に親子通園による療育支援を実施しています。

○施策の課題

- ・妊娠（妊娠を希望する方を含む）、出産（出産前を含む）、子育てまでの切れ目のない母（父）子支援の充実が必要です。
- ・正しい知識の普及、母子健康教育の充実が必要です。
- ・気軽に相談でき、心身の発達に遅れのある幼児や障害のある幼児およびその保護者への支援が充実しており、また、安心して子育てができる環境づくりが求められています。

○施策の方向性

母子保健事業の充実

妊娠婦および妊娠出産を希望する方の健康保持や相談支援の充実、乳幼児の健やかな発育・発達のための各種母子保健事業の実施、関係機関等との連携強化など、母子保健事業の充実に取り組みます。

予防接種の実施

感染のおそれのある疾病の発症やまん延の予防のため、予防接種法に基づく各種予防接種を実施します。

障害児等の早期発見・早期支援

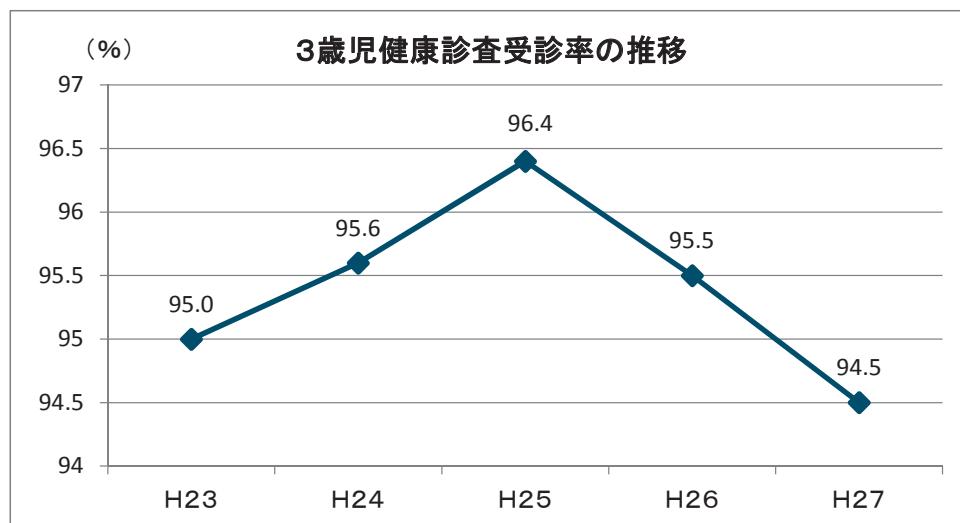
各種健診や訪問等による心身の発達に遅れ等がある幼児の早期発見、各種相談や教室による早期支援などに取り組みます。

幼児の発達支援事業の充実

個々の幼児の発達状況に応じた日常生活動作の指導や、集団生活への適応訓練などの療育支援を行います。また、その保護者に対する子育てや就学等に関する相談支援や関係機関との連携に取り組み、幼児期から学童・青年期までを見据えた切れ目のない支援を実施します。さらに、児童発達支援センターへの移行も含めて、幅広い家庭を対象に相談支援事業や保育所等訪問支援事業を行い、多様なニーズに対応する支援体制の整備に努めます。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
3歳児健康診査受診率	3歳児の健康診査受診率の状況から、乳幼児の健康の保持増進の充実度を判断します。	94.5%	現状値以上



○協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

地域における子育て世代の支援（見守り、声かけ、三世代交流等）を通じて、子育てしやすい地域づくりに取り組みます。

第4節

高齢者支援の推進

●政策目標

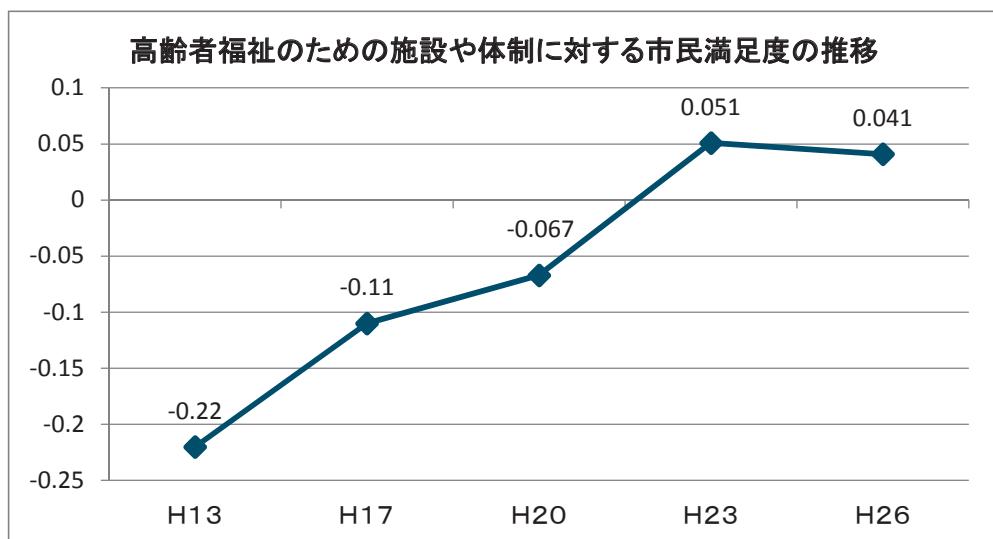
高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生きがいをもって生活できる環境が整備された、明るく活力のある地域社会を目指します。

●重点的取組

生きがい活動の推進

●成果指標

指標	内容	現状値	目標値
介護保険新規申請時の年齢	新規申請者の平均年齢によって、健康寿命が伸びているかどうかを判断します。	79.34 歳	80.00 歳
高齢者福祉のための施設や体制に対する市民満足度	市民意識調査の結果から、高齢者支援の推進が図られているかを判断します。	0.041	0.091



第1項 生きがい活動の推進

○施策の目指す姿

高齢者が地域の中で生きがいに満ちた生活を送ることができる、明るく活力のある地域社会。

○施策の現状

本市の高齢化率は 26% を超え、今後さらに高齢者が増加することが見込まれます。核家族化の中で高齢化が進行したことによって、世代間交流の機会が減少しています。

○施策の課題

- 今後ますます増えていく高齢者が、いきいきと地域で活動できる環境づくりが必要となります。

- ・高齢者の社会参加と交流の場である老人クラブへの参加者が減少傾向にあり、対策が必要です。
- ・核家族化により高齢者・子ども間の交流の場が少なくなっており、対策が必要です。

○施策の方向性

仲間づくりの推進

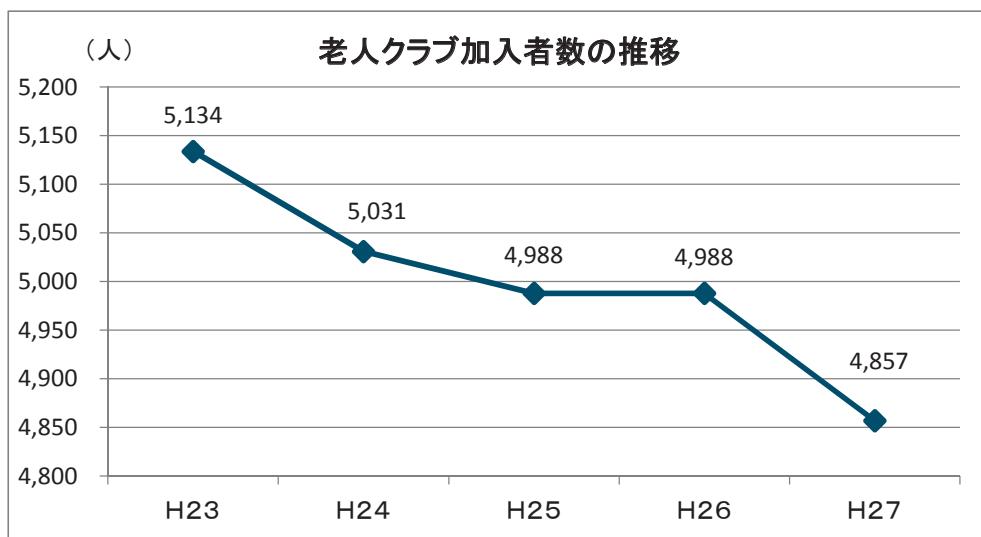
老人クラブの活動、生涯学習や地域活動への参加促進による生きがい活動など、高齢者の仲間づくりを支援します。

世代間交流の推進

世代間交流を通じた高齢者の生きがい活動を支援します。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
老人クラブの加入者数	老人クラブの加入者数から、活動支援の充実度を判断します。	4,857人	5,000人
世代間交流の事業数	世代間交流の事業数から、世代間交流機会の充実度を判断します。	1事業	10事業



○協働のとりくみ方向 【市民主導】

高齢者が地域の中で生きがいを持って生活できるように、仲間づくりや世代間交流等の支援に取り組みます。

第2項 生活支援の推進

○施策の目指す姿

介護予防や生活を支える仕組みを充実し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域社会。

○施策の現状

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加する中で、見守りや生活を支える仕組みが必要とされており、ケースに応じて地域包括支援センターで地域ケア会議*（個別ケース会議）を開催しています。また、平成28

年3月から新しい介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。

○施策の課題

- ・生活支援の担い手不足への対策として、高齢者の参加が求められています。
- ・高齢者の生きがいづくりや介護予防を促進するために、社会参加や社会的役割を持つことが必要です。
- ・ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の見守り活動などが必要となります。
- ・認知症高齢者の対策としては、介護サービスだけでなく、地域のつながりを最大限活用することが必要です。
- ・今後も認知症高齢者の増加が見込まれるため、権利擁護についての施策の充実を図ることが必要です。

○施策の方向性

生活支援・介護予防サービスの充実

訪問型サービス*や通所型サービス*の充実、生活支援体制の整備、介護予防事業の推進などに取り組みます。

高齢者の活躍の場の確保

高齢者の社会参加や社会的役割として、生活支援の担い手など活躍の場を確保します。

在宅医療・介護連携の推進

地域の医療・介護の資源の把握、相談支援体制の整備、見守り活動などに取り組みます。

地域包括ケアシステムの推進

地域ケア会議を通じて、地域における高齢者の生活支援の推進を図ります。

認知症施策の推進及び充実

認知症初期集中支援チームの設置や認知症地域支援推進員の配置に取り組みます。

市民後見人*の養成

市民後見人の養成のための研修を実施し、活躍の場となる法人後見実施機関の創設を目指します。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
生活支援コーディネーターの配置状況	生活支援コーディネーターの配置状況から、体制の充実度を判断します。	新規	10人
地域ケア会議(個別ケース検討除く)の開催回数	圏域別地域ケア会議および地域ケア推進会議等の開催回数から、体制の充実度を判断します。	45回	120回

*地域ケア会議：高齢者個人に対する支援の充実と、それをささえる社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

*訪問型サービス：要支援者等に対し、ホームヘルパー等が掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供。

*通所型サービス：要支援者等に対し、通所介護施設等で入浴等の日常生活支援や生活機能向上のための訓練を提供。

*市民後見人：一般市民による成年後見人。認知症や知的障害などで判断能力が不十分となった人に親族がいない場合、同じ地域に住む市民が家庭裁判所から選任され、本人の身上監護等を行う。



介護予防事業の様子

○協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等および市民主導】

地域包括ケアシステムを通じて、住民の手による地域での福祉サービスの構築に取り組みます。また、認知症による徘徊高齢者の安全を守る取組を行います。

第3項 介護保険サービスの充実

○施策の目指す姿

介護が必要な状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で日常生活を続けることができる地域社会。

○施策の現状

高齢者が増加していることに伴い、介護認定者数は年々増加しています。

○施策の課題

- ・高齢者人口の増加により、介護認定者、介護サービス利用者が増加し、サービス提供にかかる費用が増大しており、対策が必要です。
- ・真にサービスを必要とする被保険者に、適正なサービスを提供することができる体制づくりが必要です。

○施策の方向性

介護保険サービスの基盤整備

在宅サービスや地域密着型サービス、特別養護老人ホーム等施設の計画的な整備に取り組みます。

介護保険サービスの質の向上

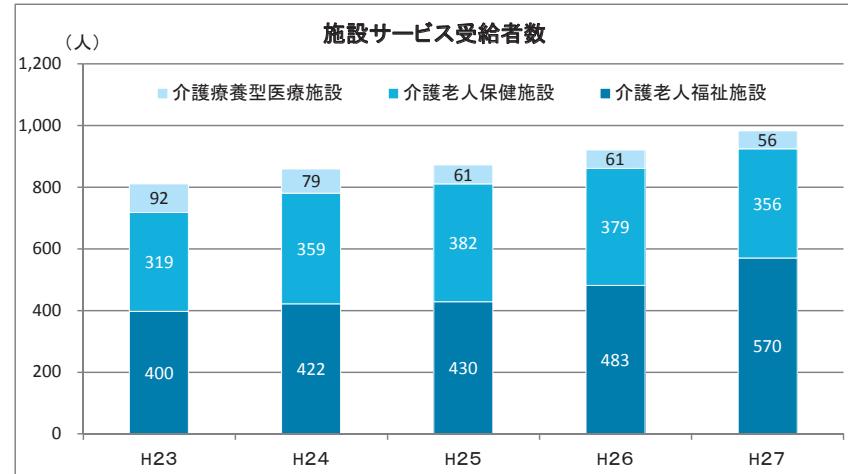
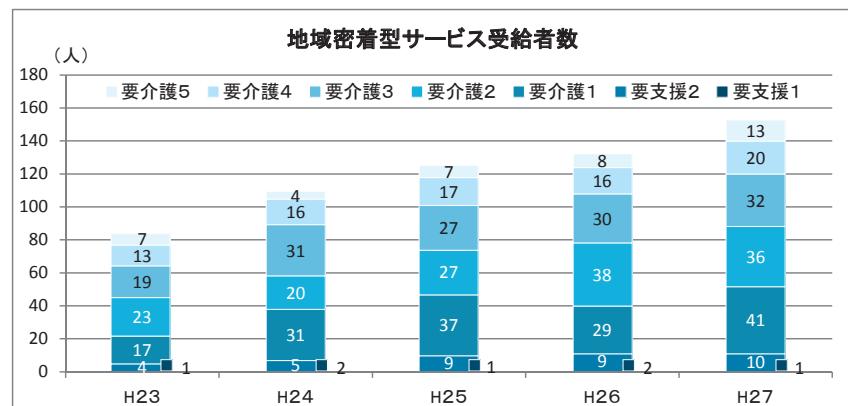
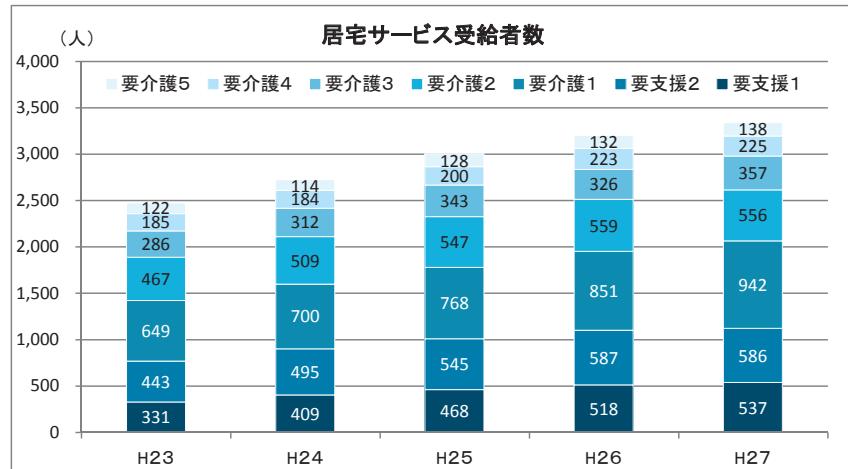
介護保険サービス事業者に対する指導、情報提供に取り組みます。

介護給付の適正化

介護保険給付適正化事業を実施します。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
地域密着型サービスの充実	地域密着型サービスのうち、地域包括ケアシステムに不可欠な小規模多機能型居宅介護事業所の整備状況から進捗度を判断します。	2 事業所	5 事業所



○協働のとりくみ方向 【行政主導】

民間事業者等との連携を通じて、介護保険サービスが充実し、住み慣れた地域で生活を続けることができるよう取り組みます。

第5節

障害者支援の推進

●政策目標

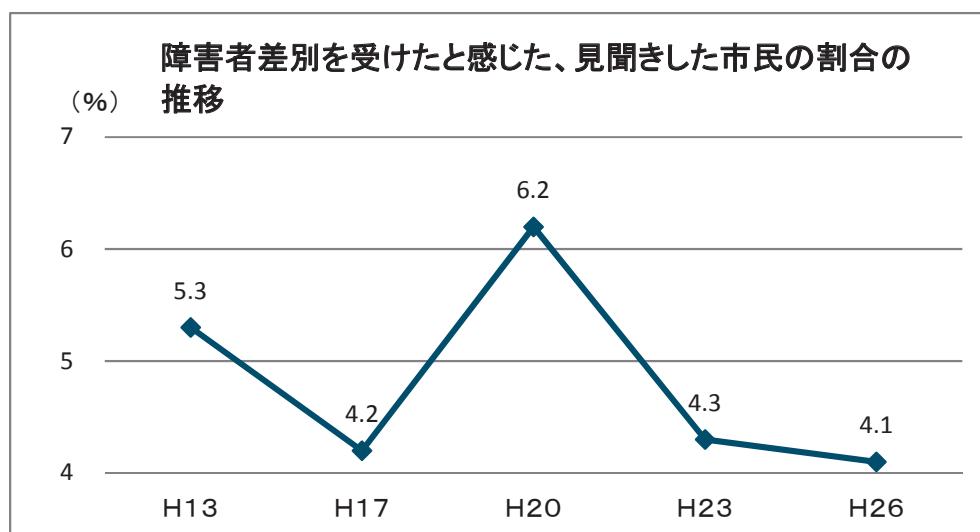
障害のある方もない方も自立した一人の人間としてお互いを尊重し、ともに支え合い、いきいきと暮らせるまちを目指します。

●重点的取組

自立支援の推進

●成果指標

指標	内容	現状値	目標値
障害者（児）福祉のための施設や体制に対する市民満足度	市民意識調査の結果から、障害者（児）支援の推進が図られているかを判断します。	0.044	0.094
障害者差別を受けたと感じた、見聞きした市民の割合	市民意識調査の結果から、障害者施策の推進が図られているか判断します。	4.1%	0%
障害者を支援するボランティアに参加したいと考える市民の割合	市民意識調査の結果から、障害者施策の推進が図られているか判断します。	7.7%	10.0%



第1項 自立支援の推進

○施策の目指す姿

障害のある方が、障害を理由に不利益を受けることなく、地域で自立した生活ができるまち。

○施策の現状

障害者相談支援センター*、障害者就労支援センター*を中心とした相談支援を実施するとともに、地域活動支援センター*への経済的支援を行っています。また、地域生活への移行に向けて、グループホーム*や一般住宅等に移行する人への支援や、就労移行支援事業、就労継続支援事業等において事業者の参入を促

すための情報提供を実施しています。さらに、障害者の権利擁護のために、成年後見制度の利用を支援しています。

○施策の課題

- ・障害者とその家族を支援するために相談支援機能の充実が求められています。
- ・障害者が地域で生活するための基盤となる住まいの場を確保する必要があります。
- ・障害者が自立した生活を送るために就業の場の確保と拡大が必要です。
- ・障害者が不利益を受けることのないよう障害者の権利擁護を進めていく必要があります。
- ・地域における相談窓口となる相談支援事業所の整備が求められています。

○施策の方向性

相談支援事業の充実

障害者基幹相談支援センター^{*}の設置により相談支援体制の強化を図ります。

地域移行、地域定着支援の充実

病院、施設から地域への移行を支援し、地域への定着を図るため、居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。グループホームにおいては、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

就労支援事業の充実

障害者就労支援センターの充実、企業への啓発活動の実施、就労継続支援事業所・地域活動支援センター等生産活動を提供できる施設の充実などに取り組みます。

地域における包括的な支援拠点の設置

地域包括支援拠点として設置を進める福祉総合相談支援窓口において、障害者の相談についても対応します。

権利擁護の推進

障害者差別解消法の合理的配慮や成年後見制度の周知と利用支援などを通じて、権利擁護を推進します。

障害への理解促進

障害者が地域で自立した生活を営むことができる基盤として、市民が障害に対する理解を深める機会を提供します。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
障害者の就労数	障害者の就労数から、障害者が自立できる社会づくりへの進展状況を判断します。	468人	500人

*障害者相談支援センター：福祉サービスの情報提供や専門機関の紹介、福祉サービスの手続き等の生活相談に対応する機関。

*障害者就労支援センター：働くことに関する相談や、ハローワークや関係機関と連携して実習先の紹介や就職支援を行う。また、就職後の職場に慣れるまでの支援を行う。

*地域活動支援センター：障害者に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設。

*グループホーム：障害者が相談、入浴・排せつまたは食事の介護、その他の必要な日常生活上の援助を受けながら、地域で暮らしていくための施設。

*障害者基幹相談支援センター：障害者の相談支援を行う事業所と連携・協働し、相談支援体制の充実を図るための機関。

○協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

はたらこサポーター等の市民ボランティアにより、障害者の就労サポートに取り組みます。

第2項 生活支援の推進

○施策の目指す姿

障害のある方が、安心して生活することのできるまち。

○施策の現状

医療費の助成や各種手当の支給を実施することにより、障害者の経済的負担の軽減を図っています。また、福祉避難所*を設置するなど災害時における支援体制の整備を進めています。

○施策の課題

- ・経済的支援を必要としている障害者へ手当等の適切な助成を実施する必要があります。
- ・災害等緊急時における支援体制の整備を進める必要があります。

○施策の方向性

助成事業の整備

重度心身障害者医療費、重度心身障害者福祉手当等各種手当の適切な助成に取り組みます。

災害等緊急時の支援体制の整備

避難行動要支援者*の支援体制整備、福祉避難所の設置拡大などに取り組みます。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
福祉避難所設置件数	障害者を対象とした福祉避難所の設置件数から、支援体制整備の進展状況を判断します。	1 件	5 件



意思疎通支援事業の様子

*福祉避難所：一般的の避難所で生活することに支障があり、特別な配慮が必要な障害者等が避難するための場所。

*避難行動要支援者：災害時に自ら避難することが困難で特に支援を要する者。

○協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

民間事業所等との福祉避難所設置運営に関する協定を締結することで、災害等緊急時の支援体制の整備に取り組みます。

○関連施策

第6章・第1節・第2項「防災体制の充実」

第3項 活動支援の推進

○施策の目指す姿

障害のある方もない方も、社会の一員として元気にいきいきと暮らすことができるまち。

○施策の現状

障害者のスポーツ大会・作品展等、スポーツ、文化に関するイベントを実施しています。また、意思疎通支援事業の実施、点字図書等の製作、駅バリアフリー化の推進等、障害者が地域で活動するための体制づくりを進めています。

○施策の課題

- ・障害者のスポーツ大会・作品展等、イベントへの参加者を増やしていく必要があります。
- ・各地域における体育祭、文化祭への参加等、地域における交流を進めていく必要があります。
- ・市民の障害者福祉に関する意識の向上を図る必要があります。

○施策の方向性

社会参加の促進

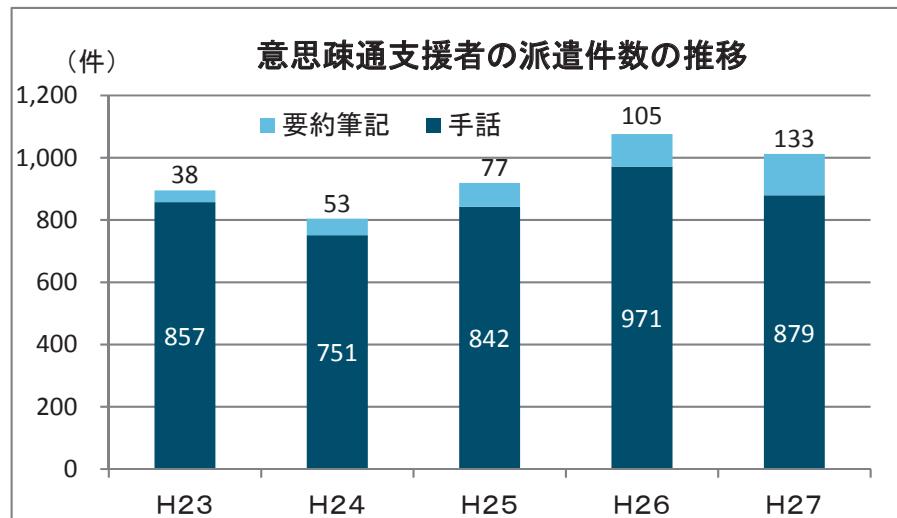
スポーツ、文化、余暇活動の支援や参加促進、意思疎通支援者派遣事業の充実、施設等のバリアフリー化の推進などに取り組みます。

ボランティア活動の支援

ボランティアの意識啓発、ボランティア情報の提供、交流の場の提供などボランティア活動の支援に取り組みます。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
障害者スポーツ大会の参加者数	障害者スポーツ大会の参加者数から、障害者の社会参加の進展状況を判断します。	380人	500人
意思疎通支援者の派遣件数	意思疎通支援者の派遣件数から、障害者の社会参加の進展状況を判断します。	1,012件	1,300件



○協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

市民ボランティアのイベントへの参加促進を通じて、障害者の活動支援に取り組みます。

第6節

健康づくりの推進

●政策目標

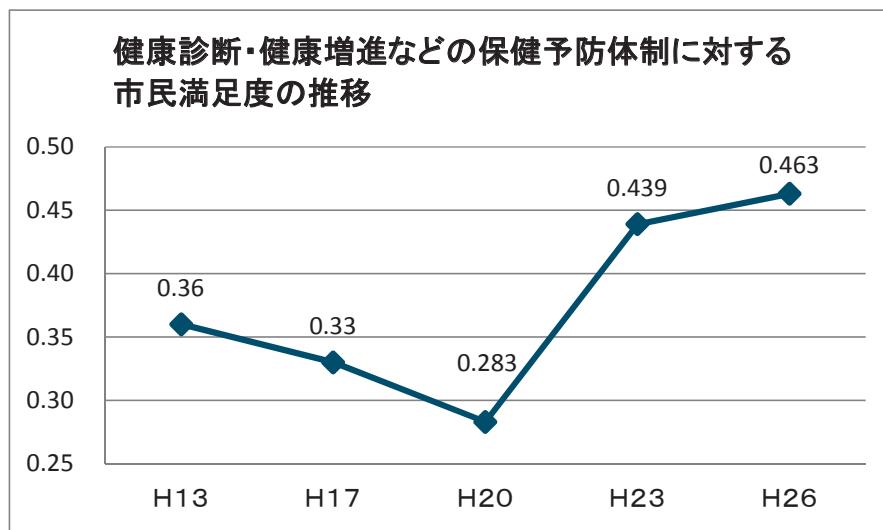
保健・医療・福祉的機能の一体的拠点施設である健康福祉センターの機能を十分活用し、市民一人ひとりが主体的に健康づくりや病気の予防に取り組み、誰もが生涯にわたり、心身ともに健康で、生きがいのある生活を送ることができる社会を目指します。

●重点的取組

健康づくりの推進

●成果指標

指標	内容	現状値	目標値
健康寿命の延伸	健康寿命の延伸状況から、健康的な生活習慣、健康増進が図れているかを判断します。	83.93 歳	85.00 歳
健康診断・健康増進などの保健予防体制に対する市民満足度	市民意識調査の結果から、保健事業の推進が図られているかを判断します。	0.463	0.513
休日・夜間診療体制に対する市民満足度	市民意識調査の結果から、救急医療体制の充実が図られているかを判断します。	0.034	0.084
医療機関・医療体制に対する市民満足度	市民意識調査の結果から、医療受診体制の充実が図られているかを判断します。	0.100	0.150



第1項 健康づくりの推進

○施策の目指す姿

誰もが生涯にわたり、生きがいをもって、心身ともに健康な生活を送ることができる社会。

○施策の現状

生活習慣病を予防するための知識の習得や運動の実践、こころの健康の保持、病状悪化の防止などに関する

る講座や教室などを開催するとともに、健康意識の向上のために、健康相談や市民団体への健康教育を行っています。また、地域での健康づくり活動を推進するため、市民が自ら事業などを企画・運営し、関係団体と連携・協力して健康づくり活動が行えるような支援をしています。

○施策の課題

- ・健康に対する無関心層の参加を促すような事業形態への見直しが必要です。
- ・教室等の開催後も参加者が継続して実践していくような仕組みづくりが必要です。
- ・健康づくり活動を行うボランティアの高齢化により新たな人材育成が必要です。

○施策の方向性

主体的な健康づくりの支援

身体や心の健康に関する正しい知識の普及、市民自らの健康づくり、健康づくりのためのスポーツ活動の推進、食育の推進、病気の予防や病状の悪化の防止に対する支援などに積極的に取り組みます。

地域での健康づくり活動の支援

個人の健康づくりを支えるための地域における健康づくり活動の推進、健康づくり活動を支援するボランティアの育成などに取り組みます。

身体とこころの健康相談の充実

身体やこころの健康に関する相談対応（電話・来所・訪問等）、保健師、精神保健福祉士等の専門スタッフによる継続的支援などの充実を図ります。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
各種健康相談件数	保健師、精神保健福祉士等の専門スタッフの対応件数から、健康への関心度や相談体制の充実度を判断します。	2,270 件	2,500 件

○協働のとりくみ方向 【市民主導】

市民一人ひとりの健康づくりを通して、支え合う社会の実現に取り組みます。

○関連施策

第2章・第4節・第1項「スポーツ・レクリエーション活動の推進」

第2項 保健事業の推進

○施策の目指す姿

すべての市民が自己の健康状態を認識し、疾病予防や生活改善を図ることができる、健康意識が高い社会。

○施策の現状

疾病的早期発見、早期治療のための各種がん検診や健康診断、健（検）診結果に基づいた保健指導や、予防接種法に基づく高齢者の予防接種を実施しています。また、各種健（検）診の受診率向上のための各種対策を講じていますが、受診動向に結びついていません。

○施策の課題

- ・子どもから高齢者まで、地域での一貫した保健サービスが求められています。
- ・健康に関する諸課題に横断的、包括的に関わり、支援をする体制が必要です。
- ・各種健(検)診の受診率向上を図る必要があります。
- ・生涯にわたって高い健康意識を保つためには、若年層の健康意識の向上が必要です。

○施策の方向性

保健活動の推進

保健師の地区担当制を通じて、地域での健康課題抽出と解決のための保健サービスの構築に取り組みます。また、若年層の健康意識の向上にも取り組みます。

各種健(検)診の実施

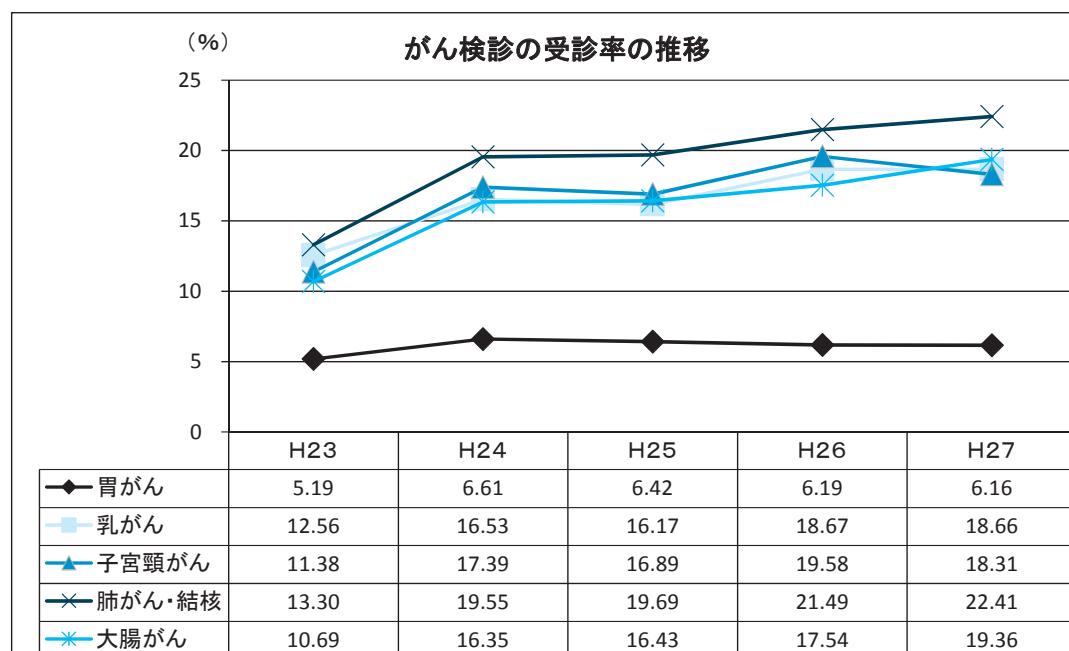
疾病の早期発見・早期治療や重症化を予防するための各種健(検)診の実施、保健指導の充実などに取り組みます。

高齢者の予防接種

高齢者の感染症防止のための予防接種法に基づく予防接種を実施します。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
がん検診の受診率	胃がん検診、肺がん結核検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診の受診率から、保健活動の推進状況を判断します。	6.16% ～22.41%	20.0% ～30.0%



○協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

健(検)診等を通じて、市民一人ひとりが健康の大切さを理解し、健康意識の向上が図れるよう取り組みます。

第3項 医療受診体制の充実

○施策の目指す姿

医療受診体制が整備され、すべての市民が適切な医療を受診することが可能な社会。

○施策の現状

医師会の協力のもと夜間診療所の運営、休日昼間の休日当番病院事業(外科・内科)を実施しています。また、狭山市と協同で一週間を通して夜間の初期救急医療体制を確保しています。さらに、狭山市・入間市・所沢市の三市で所沢地区病院群輪番制病院運営事業および小児科救急医療病院群輪番制病院運営事業を実施しており、夜間および休日昼間の二次救急医療体制の確保に努めています。しかし、産婦人科および小児専門医は減少しており、妊娠・出産の時期から小児までの医療体制は不足しています。

○施策の課題

- ・ 小児科救急医療病院群輪番制病院運営事業において、空白の曜日・時間帯があり、空白をなくす必要があります。
- ・ 急速な高齢化によって、今後救急搬送の急増が予測され、高齢者の日常的な受診においても移動手段の確保や在宅医療の充実が必要となります。
- ・ 多重受診や重複投薬、不要不急な救急搬送要請等、適切でない医療受診が問題となっており、適正な医療受診に関する知識や意識が必要です。
- ・ 市民から、医療機関に関する広範囲かつ専門的な情報が求められています。
- ・ 周産期および小児医療体制の整備が必要です。

○施策の方向性

救急医療体制の充実

夜間診療所、休日当番医事業、所沢地区病院群輪番制病院運営事業、小児科救急医療病院群輪番制病院運営事業の運営などに取り組みます。

医療に関する情報提供体制の充実

医療関連情報提供用媒体の作成や医療に関する相談機能の充実、適正な医療受診促進の啓発・普及などに取り組み、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局、在宅医の普及を図ります。

周産期・小児医療の充実

小児科専門医の誘致や小児科入院施設・周産期医療の拡充を図ります。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
救急医療体制の整備状況	小児科救急医療病院群輪番制病院運営事業における空白の曜日・時間帯の確保状況から、救急医療体制の充実度を判断します。	日曜日が一部空白	全平日の夜間および全休・祝日の昼間および夜間

○協働のとりくみ方向 【行政主導】

医療関連情報の提供、相談機能の充実を通じて、市民の適正な医療受診の促進に取り組みます。